

### ③介護保険法での高齢者領域について

介護保険制度では、社会福祉士も含めて多くの専門職が介護支援専門員としてケアマネジャーの役割を担っているが、この職種以外にも社会福祉士が活躍できる職域が多く見られる。地域包括支援センターに配置される社会福祉士は、単に総合相談機能を果たすだけでなく、地域の機関間での連携や、新たな資源の開発といった機能を果たし、地域の介護の拠点であるプラットホームを作り上げていく必要がある。このように多様な機能を果たすためには、高度なレベルの能力が求められ、そうした人材を社会福祉士養成校では養成していく責務を担っている。

これ以外にも、高齢者領域に限らないが、居宅介護事業（ホームヘルプ事業）でのサービス提供責任者は、個別援助計画を作成するだけでなく、利用者・担当ヘルパー・ケアマネジャー・さらには他のサービス事業者をコーディネートする機能を持つことからみて、社会福祉士が担うのが適切であり、それによって一連のサービス提供過程がより有効かつ適切に行われることが期待できる。また、通所系サービスにおける生活相談員は、個別援助計画作成の中心となり、かつ利用者やケアマネジャーの間でコーディネーター機能を担うため、社会福祉士を任用することが利用者にとっても、機関間連携を強化する上でも有効である。

そのため、従来の養成教育にコーディネーション論についての理論的教育やその方法についての演習を強化する必要があるが、以下のような選択肢が可能である。

- 「高齢者福祉論」や「障害者福祉論」といった科目を「理論編」と「演習編」を分け、そこでコーディネーション方法についての理解を深め、実践を可能にする。
- 「社会福祉援助技術論」と「社会福祉援助技術演習」のシラバスにコーディネーションに関する内容を追加する。

ひいては、介護予防についてや地域包括支援センターでの社会福祉士の業務を習得させる。

### ④児童家庭領域について

平成12年に児童虐待防止法が制定されたにもかかわらず、児童の虐待件数は急増しており、平成15年度には約2万7千ケースに及んでいる。こうした児童虐待や子育て不安に対応するため、平成16年の児童福祉法改正により、都道府県や政令指定都市が児童相談所を設置して行ってきた従来の相談援助に加えて、市町村が利用者の相談に応じて必要な調査や指導を行うよう義務づけられた。このよう

に児童領域では、分権化が進む中でも、引き続き行政責任で相談支援体制を進めていく特徴を有している。

児童相談所においては、所長や所員について社会福祉士が任用資格の1つとされてきたが、現実には社会福祉士が所員として配置されている児童相談所は多くない。そのため、今後も措置を含めた相談支援の中心に児童相談所を置くのであれば、相談業務の担当所員を社会福祉主事から社会福祉士に全面的に切り替えていくように方向付けしていくことが求められる。

さらに、児童の虐待や子育ての相談支援を義務づけられている市町村は、要保護児童の早期発見や適切な保護を図り、関係機関が情報や考え方を共有し適切な連携の下で対応するための要保護児童対策地域協議会を設置・運営していくためには、専門職として社会福祉士を配置していくことが不可欠である。社会福祉士がこうした機能を果たすことにより、児童虐待や子育て不安に対して予防的に適切な対応ができ、同時に分権化を進めていくことができる。さらに、市町村は、児童虐待や子育て不安に加えて、非行等の相談支援にも目を向け、活動領域を広げていくことが可能である。

また、市町村においては、市町村自らの相談支援機能に加えて、保育所等の子育て支援センターが虐待や子育て不安に対して早期発見や相談支援に取り組むだけでなく、要保護児童対策地域協議会の主要メンバーとして情報の共有化を進める上で重要な役割を果たすことになる。これまでの社会福祉士養成教育の中には、こうした役割にかかわる内容が含まれており、子育て支援センターの職員についても、社会福祉士を任用することで、より有効な機能を果たすことが期待できる。あわせて、生活保護領域でも述べたように、都道府県レベルで社会福祉士会などが組織化した受け皿機関を作り、虐待の発見から相談支援に至るまでの業務を市町村から受託することも可能である。

そのため、児童領域での相談支援方法やネットワークづくりについての教育内容を強化する必要がある。具体的には、以下のような選択肢がある。

- 「児童福祉論」に虐待等の早期発見や情報の共有化といったネットワークづくりや、相談支援の具体的方法について知識と技能を身につけさせるよう、シラバスを修正していく。
- 「社会福祉援助技術論」と「社会福祉援助技術演習」のシラバスにコーディネーションに関する内容を追加する。

## ⑤地域における福祉文化の醸成と福祉コミュニティづくりについて

社会福祉事業法が改正され、平成12年より社会福祉法が施行されているが、ここでは地域福祉の推進が理念として掲げられ、福祉コミュニティを形成するうえで社会福祉協議会が担う役割がきわめて重要となっている。社会福祉協議会の職員である「福祉活動指導員」「企画指導員」「地域福祉活動コーディネーター」「福祉活動専門員」については、社会福祉士と社会福祉主事の両者が任用資格とされている。現状では、職員として社会福祉士を採用する社会福祉協議会は必ずしも多くはない。社会福祉士の養成教育においては、単に相談支援の能力だけでなく、ボランティア等の社会資源の開発やネットワーク作りといった連携方法を教育の内容に含めており、社会福祉協議会活動において社会福祉士がより適切な役割を果たすことができる。そのため、地域福祉領域では、社会福祉士の任用制度を広げるだけでなく、社会福祉主事の任用を廃止し、社会福祉士に移行させることを早急に検討すべきである。

そのため、「地域福祉論」「社会福祉援助技術論」「社会福祉援助技術演習」において、社会資源の開発・修正、ネットワーク作りについての教育の充実をシラバスに反映させていく必要がある。

## ⑥独立型の「社会福祉士事務所」の活動領域について

現在、独立型の社会福祉士事務所が約250カ所（日本社会福祉士会：勤務先別会員数2005/10/01現在）開設され、成年後見や地域福祉権利擁護事業等の権利擁護を中心とした相談援助を行っている。個人開業での活動は、行政や事業者からも一定の距離を置くことができ、利用者を公正中立な観点から支援することができる。したがって、独立型の社会福祉士事務所が、より多くの相談援助業務を行政や法人から受託できるようにすることが求められる。このことにより、利用者への支援をより適切なものとすると同時に、コストの抑制にも貢献できるであろう。

### (2) 社会福祉施設で社会福祉士が活動できる職域について

社会福祉サービスが提供される主たる場が、いわゆる社会福祉施設から地域・在宅へ移行しつつあるとはいえ、社会福祉入所施設は地域ケアの拠点として機能することもでき、かつ依然としてその役割は大きい。ここで働く職種のうち、生活指導員・生活相談員・生活支援員と呼ばれる職種が「相談援助業務」を担うものとされてきたが、これらの職種は、施設が有する固有の目的に規定されて、施設内での自己完結的なサービス提供に終始してきた嫌いがあった。しかしなが

ら、現在及び今後の社会福祉が「自立支援」を理念として進められていく必要がある以上、これまでの施設内の点としての実践から、施設サービス利用者と家族・家庭を結びつける線としての実践、更には地域生活を見通して支援する面としての実践へと移行する必要がある。

そのため、こうした職員は利用者の「自立支援」に向けて、施設内部においては、生活の質を保証するために、サービスの質と施設環境の質をモニターし、最適な状態を産み出すよう、利用者の利用開始から退所を含む利用終了までの過程を見通した支援計画を作成・実施する必要がある。同時に、関連する家族を含めたインフォーマル資源や地域の多様な施設・機関との連携や資源動員・資源開発を平行して行うことになる。

生活指導員・生活相談員・生活支援員等の職種がこれらの実践を遂行しようとするならば、その職務の理論的・実践枠組みは、施設内における利用者と環境の境界で、又施設と地域との境界で職務が遂行されることから、その専門性は社会福祉士という国家資格を持つ者によって担保される必要がある。このような固有の資格と専門性に担保された実践が明確な部門として位置付けられ、その役割を社会福祉士が担い、利用者を直接支援する介護等の職員との密接なチームアプローチでもって、社会福祉施設としての機能を果たしていくべきである。そのため、社会福祉施設における社会福祉士の養成に向けて、理論的・実践的により一層教育内容を充実していく必要がある。

ひいては、以下に示すような社会福祉施設（特に入所及び通所施設）において、生活の相談援助を行う職員の任用資格については、社会福祉士とすることが必要である。

- ①児童福祉施設は、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の児童指導員
- ②障害者施設は、身体、知的、精神の入所施設の生活相談員
- ③介護保険施設は、介護老人福祉施設での生活相談員、介護老人保健施設での生活支援員
- ④生活保護の救護・更生・授産施設の生活相談員

なお、将来的には、こうした施設の施設長資格についても、社会福祉士との関係での議論が必要になると考える。

そのため、養成教育には、一層、施設での支援計画作成やチームアプローチについての教育を進めていく必要がある。さらには、施設の経営・運営管理に関する教育も一層進めていくことが求められる。そのため、以下の選択肢から、より適切な方法で、社会福祉士養成教育を進めていく必要がある。

- 従来の科目内、特に「社会福祉援助技術論」や「社会福祉援助技術特論」において、施設ケアプランの作成・実施、チームアプローチ方法、施設アドミニストレーションについてシラバス内容に含め、具体的な実践能力を身につけさせる。
- 新たに「社会福祉施設援助論」を設け、上記の内容を主とする養成教育を行う。

### (3) 保健医療、教育、司法等の領域で社会福祉士が活躍できる職域について

保健医療分野においては、保健医療ニーズをもつ患者・利用者がそのニーズを最大限充足できるよう保健医療サービスを提供することが目標とされている。しかしながら、現代のように高度に発達した保健医療サービスでは、高度に発達したが故にかえって個々の患者・利用者のニーズを最大限充足できない場合が生じている。たとえば、臓器別・疾患別に高度分業化した医療サービスでは、「臓器を診て病人を診ない」「病気を診て人を診ない」といったようなことが語られるように、「病者」という1人の人間の抱える総体的なニーズに十分に応えられないことがある。そこで、本来保健医療ニーズを充たすべく提供される保健医療サービスと、そのサービスをニーズ充足のために享受する患者・利用者との間に生じるズレを発見しその解消を目指す人材が必要となる。この場合の人材として、「人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する」専門職である社会福祉士が、まさに最適であるといえる。

したがって、本来は保健医療サービスを提供するあらゆる機関・組織に、社会福祉士が配置されていることが望ましい。既に、第二種社会福祉事業である無料低額診療事業を実施している病院には、医療ソーシャルワーカーの配置が義務づけられており、医療保険の診療報酬上の一部にも、社会福祉士の配置が明記されることとなった。このような動きは、今後もより一層拡大すべきである。また、精神保健分野では既に国家資格化されている精神保健福祉士の配置が進んでいるが、この動きもさらに発展させていく必要がある。

また、学校教育の現場においては、教諭のみでは児童の多様な問題に対応することができず、市町村レベルでスクール・ソーシャルワーカーの採用が試行的ではあるが始まっている。こうしたソーシャルワーカーは現実には社会福祉士が担っており、現状での活動内容を評価・分析することで、今後は国全体で社会福祉士をスクール・ソーシャルワーカーとして任用・採用する方途を検討していくことが求められる。

さらには、司法領域では、国レベルで保護観察官や家庭裁判所調査官が採用され、社会福祉系大学の卒業生も採用されているが、こうした領域での社会福祉士

なりソーシャルワーカーの業務内容を評価し、ソーシャルワーク機能の重要性を明らかにし、採用枠を拡大していくよう要望していくことが必要である。

社会福祉援助技術現場実習の指定施設に、病院・診療所および介護老人保健施設が追加されることが予定されていることから、「医療福祉論」「医療福祉援助演習」といった科目を設けることが望ましい。あるいは、既存の社会福祉援助技術演習の中で、保健医療分野での事例検討等をシラバスに追加することも考えられる。

学校や司法領域でのソーシャルワーカーになる者に対しては、現在の社会福祉士養成校の教育でもって基本的な知識が得られることになっているが、こうした職域を意識し、「社会福祉援助技術演習」等では、学校や司法領域での事例検討等を含めていくこととする。

## 5. 日本社会福祉教育学校連盟および日本社会福祉士養成校協会の課題

社会福祉士養成校に新たに求められる養成教育内容の質を高めていくことは、日本社会福祉士養成校協会および個々の養成校の重大な責務である。これまで述べてきたように、科目やシラバス内容を拡充するとともに個々の科目において、教員が事例研究を含めた理論的・実践的な養成教育をすすめられるよう教育内容を充実していくことが求められている。このため、日本社会福祉士養成校協会は、教員の資質を高めるために、現在実施している研修事業を一層充実させていく必要がある。さらに、日本社会福祉士養成校協会は「社会福祉士養成校教育課程評価ガイドライン」を作成し、当面はそれをもとに個々の養成校が自己評価し、自己研鑽に努め、将来的には、当協会が評価機構となり、個々の養成校を評価し、その結果を開示していくことを目指したい。

日本社会福祉教育学校連盟は、大学院における専門特化した社会福祉教育のあり方について検討を進めていく。

また、社会福祉教育の推進にあたって、社会福祉士に対してどのような社会的ニーズがあるのかを利用者の状況にもとづいて敏感にキャッチし、同時に施設や機関の要求にも適切に応えることを目指していく。さらに、各養成校内部での努力にとどまるのではなく、実習・演習やインターンシップの指導者を地域ブロック別に養成することなどをも含めて、質の高い社会福祉士の養成に向けて多角的に教育内容の充実を促進していきたい。

# 日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会

## <合同検討委員会委員名簿>

### ◆日本社会福祉教育学校連盟

氏名	役職	所属
黒木 保博	日本社会福祉教育学校連盟 会長	同志社大学社会学部教授・同学 部長
古川 孝順	日本社会福祉教育学校連盟 副会長・常務理事	東洋大学ライフデザイン学部教 授・同学部長
米本 秀仁	日本社会福祉教育学校連盟 副会長	北星学園大学社会福祉学部教授

### ◆日本社会福祉士養成校協会

氏名	役職	所属
白澤 政和	日本社会福祉士養成校協会 会長	大阪市立大学生活科学部教授・ 同学部長、同大学院研究科長
市川 一宏	日本社会福祉士養成校協会 副会長・常務理事	ルーテル学院大学学長
宮田 和明	日本社会福祉士養成校協会 理事	日本福祉大学学長

## <合同検討委員会等会議開催日程>

- 平成17年10月8日：日本社会福祉教育学校連盟・第1回学長会議
- 平成17年11月21日：厚生労働省中村秀一社会・援護局長との懇談会  
(日本社会福祉教育学校連盟・学長会議世話人)
- 平成17年12月25日：日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同理事・  
評議員会
- 平成18年1月7日：第1回合同検討委員会
- 平成18年2月9日：第2回合同検討委員会及び有識者へのヒアリングの実施
- 平成18年2月19日：第3回合同検討委員会及び有識者へのヒアリングの実施
- 平成18年3月4日：第4回合同検討委員
- 平成18年4月23日：第5回合同検討委員





# 「今後の社会福祉士養成教育のあり方について」

(提案)

平成18年6月3日

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

## ■ はじめに（課題を検討するにあたっての基本的考え方）

- 昭和 62 年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」（以下「社会福祉士等法」）において、社会福祉士とは「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと（第七条において「相談援助」という。）を業とする者をいう。」と定義されている。
- この社会福祉士に関する法的定義を今日的状況において解釈するならば、「社会福祉士とは、福祉に関する専門的知識と技術をもって、何らかの社会的支援を必要とする者の相談に応じ、その者と社会環境との相互作用関係を的確にアセスメントし、必要となる支援の計画に基づきながら、その者が自らの能力を最大限に活用して自立した日常生活を営むことができるように、その者のエンパワメントを図るとともに、その者が必要とする社会資源の調整や開発をはじめとする社会的な支援を行う者。」として捉えることができよう。
- 社会福祉士等法設立当時の社会福祉事業法は、社会福祉を「援護、育成又は更生の措置を要する者」を対象として「正常な社会人として生活できるよう援助すること」としており、社会福祉士制度も措置制度を前提とした相談援助を想定していた。しかし、平成 2 年の社会福祉関係 8 法改正、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革を通じて、社会福祉の理念は発展し、今日では福祉の対象を普遍的に捉えるとともに「保護・指導」するものから、利用者本位の理念に基づき「支援・援助」するものへと変わってきている。
- 特に、近年の高齢者介護・障害者福祉分野では、介護保険法の施行・改正、支援費制度の施行、障害者自立支援法の制定などによって、そのパラダイムも大きく転換し、措置を中心とした社会福祉制度から、自立と尊厳を基調とした契約による利用者本位の福祉サービスが提供されるようになった。また、社会福祉事業も従来の施設中心によるものから、地域生活を基盤とした在宅重視の福祉サービスが提供される時代となり、社会福祉士には、地域生活を支援するためのケアマネジメントや権利擁護などの機能を軸とした支援方法が求められている。
- このような状況の中で、社会福祉士は、利用者の多様なニーズを把握しつつ、社会資源と利用者との双方に働きかけ、社会資源に対しては、資源間での連携や調整を図るとともに、必要に応じて新たな資源を開発したり、利用者の苦情解決や権利擁護等を行うために資源に働きかけるといった機能を果たす必要がある。

- 他方、利用者に対しては、利用者自身の能力や意欲を高めるための専門的な知識と技術に基づく支援を行うとともに、必要となるサービスを効果的・効率的に提供するための事業や施策を立案・計画化して実施することで利用者の自立した日常生活を直接的にも間接的にも支援していくことも社会福祉士の重要な業務の一つになってきているといえよう。
- 今後の社会福祉士に期待される業務は、多様な社会サービス間の調整（コーディネーター）を通じて、利用者の持つ課題の解決を図るという業務を中心に、直接的なサービス提供から社会福祉に関わるプログラムや施設・機関の管理運営までを含む広範な内容を持つものとして捉えることができる。
- そして、そのような業務を行うための専門的な知識と技術を有した実践力の高い社会福祉士を養成するために、必要となるカリキュラムやシラバス、また養成教育における学校のあり方などの社会福祉士養成制度について、今日的状況をふまえた見直しを行う必要がある。
- このような状況の中で、本協会は社会福祉士の地位を向上すべく、社団法人日本社会福祉教育学校連盟と合同委員会を設け、本年4月23日に、報告書『社会福祉士の職域拡大に向けて』をまとめ、中村秀一厚生労働省社会・援護局長に提出したところである。
- 『社会福祉士の職域拡大に向けて』では、利用者の尊厳や自立を目標とした生活支援において、社会福祉士が極めて重要な役割を担うということを指摘するとともに今後の社会福祉士のあるべき姿や、そのための養成教育のあり方について検討する必要があることを示唆していることから、今回の提案書は、先に出された『社会福祉士の職域拡大に向けて』において示唆された内容をふまえて検討するものである。
- 報告書『社会福祉士の職域拡大に向けて』でも指摘したが、社会福祉士制度が十分に発展し得なかったことについては、さまざまな要因が考えられる。一つの理由としては、福祉事務所職員の任用資格として昭和25年に制度化された社会福祉主事が、行政のみならず民間の社会福祉においても事実上専門職資格として機能してきたことが上げられる。
- したがって、社会福祉士を専門職業人として有効に活用し、社会福祉士制度の発展を図るためには、社会福祉主事を任用資格とする職種について、社会福祉士の有資格者をもって置き換えることが望ましく、国等に要望していく必要がある。

- もう一つの要因は、社会福祉士養成校における教育の中で、卒業するまでに相談支援方法や実践能力を十分に身につけることができず、養成教育全体が社会のニーズに十分に答えきれていないということをおげることができよう。今回の社会福祉士制度見直しに向けた取り組みは、本協会が社会福祉士養成教育に、組織としていかに対応していくのかが問われているといえる。